藤枝市公共施設 耐震化計画

平成20年 6月 作成

令和 3年 4月 修正

藤枝市

目 次

- 1. 耐震化計画策定の目的
- 2. 耐震化の現状
- 3. 耐震化計画の対象建築物
- 4. 耐震化の基本方針
- 5. 耐震化計画の管理
- 6. 耐震化対象建築物リスト

1 耐震化計画策定の目的

市民が様々な形で利用する公共施設について、地震による倒壊被害を未然に防ぎ市民の命を守るとともに、施設の延命化による効率的な施設活用を目的として、本計画に基づき公共施設の耐震化を促進します。

2 耐震化の現状

都市機能上重要な建築物及び居室を有する延べ床面積 200 ㎡以上の建築物151施設285棟(令和3年4月現在)の耐震化率は次の表のとおりです。

一般 R3.4 現在

分類	耐震対策	食済施設	耐震対策	必要施設	未診断施設	全体	
	Ia Ib		II	Ш	个的例他以	土件	
棟数	101	71	1	0	0	173	
1朱数	172		1		U	173	
割合	58.38% 41.04%		0.58%	0%	0.00%	100.00%	
耐震化率	99.	42%					

学校

分類	耐震対策	育施設	耐震対策	必要施設	未診断施設	全体	
	I a I b		II	Ш	小 砂例/// Di	土件	
+= */-	100	12	0 0		0	112	
棟数	11	12	()	U	112	
割合	89.29%	10.71%	0.00% 0.00%		0.00%	100.00%	
耐震化率	100	.00%					

全体

分類	耐震対策		耐震対策	必要施設	未診断施設	全体		
刀類	I a I b		П	Ш	不砂例旭取	土件		
1-t- ¥/-	201 83		1	0	0			
棟数	284		1		U	285		
割合	70.53% 29.12%		0.35% 0%		0.00%			
耐震化率	99.65%							

【参考】

ランク		東海地震に対	けする耐震性能	建築物の構造	旧基準の建築物	新基準の建築物	
,,,			備考欄	産業物の再追	(C _I =1. 0)	(用途係数 I	
		耐震性能が優れている建物 軽微な被害にとどまり、地震後も建 物を継続して使用できる。	災害の拠点となりうる施設	鉄筋コンクリート造鉄骨造鉄骨鉄筋コンクリート造コンクリートプロック造	Is∕Et≧1.25	I=1.25	
ıЬ	4	=1.=.10 to 12.±. =±.0		•木造	総合評点≥1.5		
П	ь,	耐震性能が良い建物 倒壊する危険性はないが、ある程度 の被害を受けることが想定される。		・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造	Is∕Et≧1.0	I=1.0	
				木造	1.0≦総合評点<1.5		
П		耐震性能がやや劣る建物 倒壊する危険性は低いが、かなりの 被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築 物応急危険度判定士の判定による	・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造 ・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・コンクリートブロック造	Is/Et<1.0 カン Is≧0.6		
		MI EXT GEO DE RECTIONS		·木造	0.7≦総合評点<1.0		
Ш		耐震性能が劣る建物 倒壊する危険性があり、大きな被害 を受けることが想定される。		・鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造 ・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・コンクリートブロック造	Is/Et<1.0 カン Is<0.6		
		ex., 0=e, 18,2e,100;		·木造	総合評点<0.7		

3 耐震化計画の対象建築物

「藤枝市が所有する公共建築物の耐震性能リスト」に掲載された市有建築物のうち、ランク Ⅱ(東海地震に対して耐震性能がやや劣る)、ランクⅢ(東海地震に対して耐震性能が劣る) の建築物及び未診断施設のうち耐震診断を行った結果ランクⅡ、Ⅲと判定された建築物を対 象とします。

4 耐震化の基本方針

(1) 耐震化の目標

都市機能上重要な建築物及び居室を有する延べ床面積 200 ㎡以上の建築物について、静岡県の耐震基準に基づく耐震化率 100%とすることを目標とします。 ただし、現在調整中のものについては、方針決定することを基本とし、早期の完了に努めるものとします。

(2) 耐震対策の種類

耐震補強、建替、調整中、その他とします。なお、その他には、施設の統廃合や解体、 使用中止等を含みます。

(3) 耐震補強の目標

耐震補強は原則として、静岡県の耐震診断判定基準(平成 14 年度版)による耐震判定 指標値以上(ランク I: 東海地震に対して耐震性能が優れている)となるように措置し ます。

(4) 耐震対策の優先順位

- ①ランクⅢ施設
- ②学校及び災害時要援護者利用施設
- ③災害時の拠点となる施設
- ④不特定多数の住民が利用する施設
 - ※上記優先順位に加えて、各施設固有の事情を勘案・調整しながら耐震対策を進めます。

5 耐震化計画の管理

耐震化の実施状況や施設状態など状況の変化にあわせて毎年度見直しを行います。

	建築物	J			告等	所管			新旧	Is値	ラ	耐震対策		備
	施設名	棟名	所在地	構造	階層	部	担当課	建築 年度	建築 基準 法	or 総合 評点	フンク	実施方法	完了 予定 年度	考欄
1	西部学校給食センター	調理棟	大西町 1 丁目	S	1	教育部	学 校 給食課	S53	IΒ	0.84	П	耐震補強	25	